

平成28年度 ワークライフバランス推進強化月間における取組(内閣官房)

○内閣官房全体における取組

- ✓ 杉田内閣官房副長官から幹部職員宛てにメッセージを発信
- ✓ 年間を通じた取組へと向けた「家族の行事等に合わせた計画的な休暇取得」の促進
- ✓ 業務効率化に係る職員提案の募集

○各職場単位における独自の取組(主な事項)

- ✓ 幹部による「ゆう活」の趣旨説明、早期退庁の呼びかけの実施
(内閣総務官室、国家安全保障局、内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当)、内閣情報調査室)
- ✓ 退庁予定時刻の「見える化」(机上表示)
(国家安全保障局、内閣官房副長官補(内政・外政担当、事態対処・危機管理担当))
- ✓ 各省庁に対する作業依頼の内容の見直し・省略化(内閣官房副長官補(内政・外政担当))
- ✓ 職員の登退庁時間を事前・事後に管理職が把握する仕組みを構築(内閣官房副長官補(内政・外政担当))
- ✓ 原則、全職員の勤務時間を1時間早める(内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当))
- ✓ 定時退庁日における職員の退庁状況を室内会議で共有(内閣情報調査室)
- ✓ 局内会議における時間管理の徹底(タイマー会議の導入)、ペーパーレス化(内閣人事局)
- ✓ 全ての管理職がテレワークを経験(内閣人事局)
- ✓ 「集中タイム」の導入(内閣人事局)
- ✓ 管理職による「イクボス宣言」の実施(内閣人事局)
- ✓ WLBに関する局内報を作成し、働き方改革に関する個人・チームの取組を共有(内閣人事局)

○「ゆう活」実施概要

- ・実施期間:平成28年6月～8月の3か月間
- ・実施概要等:職員の希望や業務状況に応じて、原則毎週2日以上(注)の実施日を職員個人単位で設定し、実施
(注)各部局において実施日数や指定方法を変更することも可
(例:期間中1か月ごとに10日以上、期間を通して25日以上等)